**回答書（事務折衝後）**

2017年３月８日付の要求について、次のとおり回答します。

01．これまでの労使慣行等を遵守すること。

これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。

02．独立行政法人化するにあたっては、地方独立行政法人法の附帯決議を尊重し、勤務労働条件等については、合意を前提に十分な協議を尽くすこと。

労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう誠意をもって、今後とも対処してまいりたい。

03．地法独立行政法人の勤務労働条件等については、以下の事項を遵守すること。

1. 従前の労使慣行を遵守し、公衆衛生研究所と分会で合意・確認した事項は法人に引き継ぐこと。
2. 勤務労働条件は現状を低下させず、充実・改善すること。
3. 職員が所属した組織の違いで、勤務労働条件に差を設けないこと。
4. 地法独立行政法人化を理由とした降任・降格は一切行わないこと。
5. 賃金リンクを伴う人事評価を行わないこと。
6. 不利益変更については合理的な説明を行い、職員の納得を得ること。
7. 地域手当は１６％支給すること。
8. 特殊勤務手当の趣旨を考慮し、法人化後も特殊勤務手当を支給すること。
9. 主幹研究員については、法人化前の所属に関係なく公平公正に昇任を行うこと。
10. 保育特別休暇の創設など、仕事と家庭の両立支援を拡充すること。
11. 専門業務型裁量労働制を導入しないこと。
12. 承継・派遣については、本人の意思を十分に尊重すること。
13. 派遣の期間については、本人の希望を尊重するよう配慮すること。
14. 法人の設置および機能強化について、大阪府は、設置団体としての責任を果たし、承継される職員の雇用を守ること。

①　府職労健康福祉支部公衛研分会との合意・確認事項は新法人へ引継ぐ。②～⑭は、平成29年1月27日付の大阪府職員労働組合健康福祉支部との交渉で既に回答されている。本分会としても要求があったことは、健康医療部へ伝えておく。

04．法人の機能強化として展開される新たな事業を実施するにあたっては、地方衛生研究所としての従来業務に支障が生じないよう、従来業務にあたる人員削減を行わず、適切な労働条件を確保すること。

法人移行後も現在行っている業務を継続できるように努めてまいりたい。

05．管理職を含め、人事の明朗化につとめ、人事異動については本人の意志を尊重し納得を得て行い、職員の技能を十分に発揮させること。また、技術の継承など当該職場の業務に支障がないように配慮すること。

人事異動については、職員の育成及び適材適所の人員配置を目指して実施しているところであり、今後とも適正な人事異動に努めてまいる。

06．統合・独立行政法人化や一元化施設の建築・移転について、職員の勤務労働条件等に係ることは、事前に職員に周知し、職員の意見を反映すること。

一元化施設の建築・移転については、適宜、職員説明会等を開催してまいりたい。

07．退職等で欠員が生じた場合は、欠員が生じている所属職員の労働条件が悪化しないよう必要な対策を講じること。

欠員が生じた場合には必要に応じて非常勤職員や臨時的任用職員等を配置するなど、職員の負担軽減に努めてきたところ。新法人移行後も引き続き、適正な配置に努めてまいる。

08．職員が産休・育休を取得するにあたっては、担当業務に支障をきたさず、他の職員に過重負担がかからないようにするため、業務内容に適した代替職員を確保する等の必要な措置を講ずること。

法人移行後も代替可能な業務（検査補助業務等）については、可能な範囲で非常勤職員など代替職員の確保に努めてまいる。

09．職員の労働条件の向上を図るため、職場環境の整備・改善に向けた必要な措置を講じること。

職場環境についてはこれまでも改善を行ってきたところであり、今後も可能な限り必要な措置を講じてまいる。

10．労働環境の悪化をもたらすパワハラ、セクハラ等のハラスメントを防止するための必要な対策を講じること。

平成25年12月17日付け知事メッセージ及び総務部長通知を受け、パワハラ・セクハラ防止について所員全員に周知を行ってきたところ。また、平成27年3月11日開催の定例部課長会におきまして、「ハラスメントの防止及び相談体制」について、再度、周知徹底するとともに、啓発ポスターの掲示を各課長に依頼したところ。今後、新法人においては「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、セクハラパワハラのない職場環境構築に向け努めてまいる。

11．ヒト生体試料の混入が疑われる検体を扱う職員については、あらゆる危険性を考慮し、可能なワクチン接種を実施する等、職員の安全に配慮すること。特に、糞便からのA型肝炎ウイルス感染を未然に防ぐため、糞便検体や生活排水等の環境水検体を扱う職員に対し、A型肝炎ウイルスワクチンを接種すること。

大阪府職員ウイルス肝炎感染防止指導要綱によりウイルス肝炎感染防止対策を実施するとともに、Ｂ型及びＣ型肝炎検査及びＢ型肝炎ワクチン接種を実施しているところ。

今後とも、新法人移行後も職員の感染による健康被害を防止するため、感染症防止対策委員会において都度検討を行ってまいる。

12．移転後の貸与被服の洗浄について、定期的クリーニングも含め検討を行うこと。

移転後の業務運営については今後の検討としてまいりたい。